

株式会社 ハートケアサービス

訪問看護重要事項説明書

訪問看護ステーション はーとけあ



訪問看護重要事項説明書

指定訪問看護事業所

訪問看護ステーション は一とけあ

1. 事業者

法人名	株式会社 ハートケアサービス
法人所在地	青森市中央1丁目27番5号
電話番号	017-735-1500
FAX 番号	017-735-1501
代表者氏名	代表取締役 前澤 久美子
設立年月日	平成18年7月4日

2. 事業所の概要

事業所名	訪問看護ステーション は一とけあ
事業所の所在地	青森市青葉1丁目2番22
事業所番号	0260190210
電話番号	017-735-1500
FAX 番号	017-718-8871
通常事業の実施地域	青森市
開設年月日	平成23年6月17日

3. 事業所窓口の営業日及び営業時間、サービス提供日

営業日	平日・土曜日
営業時間	午前8時00分～午後5時00分 24時間電話による連絡体制可能
休業日	日曜日・祝日・年末年始(12/31～1/3)
サービス提供日・時間	年中・24時間

4. 事業所の職員体制

	資格	常勤（兼務）	非常勤	計
管理者	看護師	1名		1名
看護職員	看護師・准看護師	2名 (内1名管理者と兼務)	3名	5名

5. 事業の目的・運営方針

事業の目的	<p>株式会社ハートケアサービスが設置する訪問看護ステーションは一とけあ（以下「ステーション」という。）の職員及び業務管理に関する重要事項を定めることにより、ステーションの円滑な運営を図るとともに、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営及び利用者に対する適正な指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という。）の提供をする事を目的とします。</p>
事業の方針	<p>1 訪問看護においては、生活の質を確保し自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとします。</p> <p>2 ステーションは、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとします。</p> <p>3 ステーションは、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的に行うものとします。</p> <p>4 ステーションは、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努め、総合的なサービスの提供に努めるものとします。</p> <p>5 ステーションは、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとします。</p> <p>6 訪問看護の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとします。</p> <p>7 訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者へ情報の提供を行うものとします。</p> <p>8 前7項のほか、「青森市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年条例第8号）」、「青森</p>

	市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」（平成25年条例第9号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとします。
--	--

6. 訪問看護ステーションのサービス

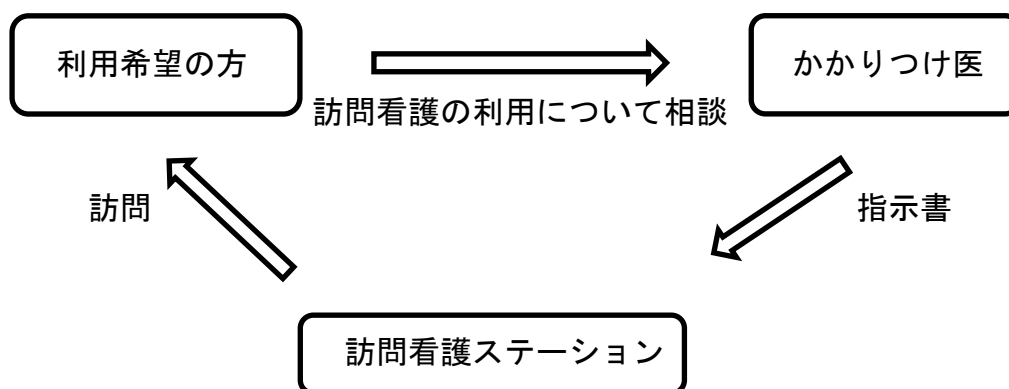
■療養上のお世話 身体の清拭、洗髪、入浴介助、食事や排泄等の介助・指導	■医師の指示による医療処置 かかりつけ医の指示に基づく医療処置
■病状の観察 病気や障害の状態、血圧・体温・脈拍等のチェック	■医療機器の管理 在宅酸素、点滴ポンプなどの管理
■ターミナルケア 癌末期や終末期などでも、自宅で過ごせるよう適切なお手伝い	■床ずれ予防・処置 床ずれ防止の工夫や指導、床ずれの手当
■在宅でのリハビリテーション 拘縮予防や機能の回復、嚥下機能訓練等	■認知症ケア 事故防止など、認知症介護の相談・工夫をアドバイス
■ご家族等への介護支援・相談 介護方法の指導ほか、さまざまな相談対応	■介護予防 低栄養や運動機能低下を防ぐアドバイス

7. 訪問看護を利用するには

訪問看護は医療保険、介護保険のどちらでサービスを受ける場合もかかりつけ医の指示書が必要となります。

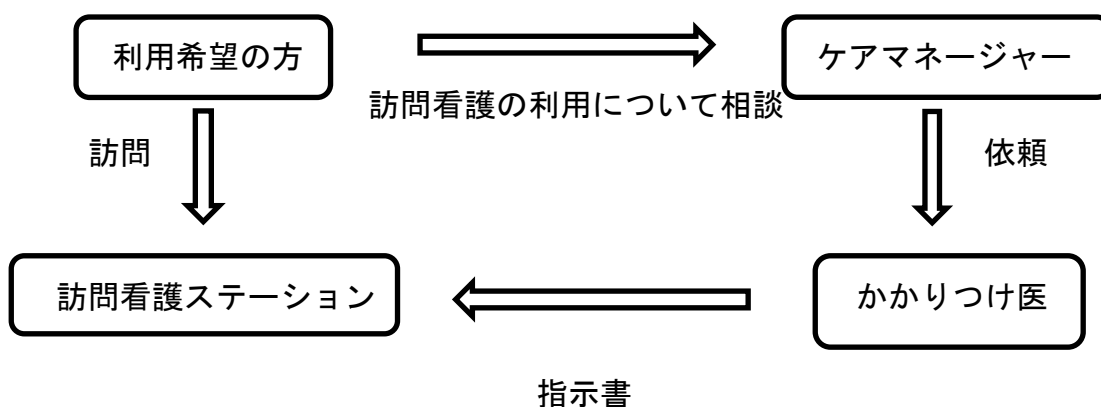
<医療保険で訪問看護を利用する場合>

- ・赤ちゃんからお年寄りまで年齢に関係なく訪問看護がご利用いただけます。ご利用を希望される際には、かかりつけ医にご相談下さい。訪問看護ステーションでは、かかりつけ医が交付した「訪問看護指示書」に基づき、必要なサービスを提供します。



<介護保険で訪問看護を利用する場合>

- ・「要支援1～2」又は「要介護1～5」に該当した方は、ケアマネージャーに相談し居宅サービス計画に訪問看護を組み入れてもらいます。



8. 利用料金について

	介護保険で訪問看護を使用する場合	健康保険・国民健康保険で訪問看護を使用する場合
基本料金	毎回、他の居宅サービスと同様に、費用の1割又は2割、3割を負担	<ul style="list-style-type: none"> ・70歳以上の方 →原則として費用の1割 (現役並み所得の方は費用の3割) ・70歳未満の方 →原則として費用の3割 (義務教育就学前の方は費用の2割)
その他負担	支払限度額を超えるサービス(訪問看護回数増など)、保険給付対象外サービスは全額自費負担	<ul style="list-style-type: none"> ・一定の時間を超えるサービス、休日や時間外のサービスは差額を負担 ・交通費、おむつ代、死後の処置は実費を負担

1) 介護保険を適応する場合 ()内の金額が1回につきの自己負担額

所要時間	基本料金	夜間・早朝料金	深夜料金
20分未満	3,140円 1割 (314円)	3,925円 1割 (392円)	4,710円 1割 (471円)
	2割 (628円)	2割 (785円)	2割 (942円)
	3割 (942円)	3割 (1,177円)	3割 (1,413円)
30分未満	4,710円 1割 (471円)	5,887円 1割 (588円)	7,065円 1割 (706円)
	2割 (942円)	2割 (1,177円)	2割 (1,430円)
	3割 (1,413円)	3割 (1,766円)	3割 (2,119円)
30分以上 1時間未満	8,230円 1割 (823円)	10,287円 1割 (1,028円)	12,345円 1割 (1,234円)
	2割 (1,646円)	2割 (2,057円)	2割 (2,464円)
	3割 (2,469円)	3割 (3,086円)	3割 (3,703円)
1時間以上 1時間30分未満	11,280円 1割 (1,128円)	14,100円 1割 (1,410円)	16,920円 1割 (1,692円)
	2割 (2,256円)	2割 (2,820円)	2割 (3,384円)
	3割 (3,384円)	3割 (4,230円)	3割 (5,076円)

(准看護師の場合 90/100)

※介護保険利用限度額を超えたサービスをご希望される場合は、介護保険外のサービスとして、利用者様の全額自己負担によってサービスを提供する事が可能です。
その場合は、居宅サービス計画の策定段階における利用者の同意が必要な事から、居宅介護支援事業所に連絡し、居宅介護サービス計画の変更の援助を行います。

(1) 加算について

加算	利用料	利用者負担額		算定要件
特別管理加算 (1)	5,000 円/月	1 割	500 円	利用者様が厚生大臣の定める状態に該当する場合に算定(※1)
		2 割	1,000 円	
		3 割	1,500 円	
特別管理加算 (2)	2,500 円/月	1 割	250 円	利用者様が厚生大臣の定める状態に該当する場合に算定(※2)
		2 割	500 円	
		3 割	750 円	
長時間訪問看護 加算	3,000 円	1 割	300 円	特別管理加算(1)(2)に該当し、1回の訪問時間が90分を超える場合に算定
		2 割	600 円	
		3 割	900 円	
緊急時訪問看護 加算	5,740 円/月	1 割	574 円	24時間緊急の連絡や相談、緊急時の訪問依頼に対応する体制を取っている。利用者、家族の同意を得て算定
		2 割	1,148 円	
		3 割	1,722 円	
初回加算	3,000 円 (退院日に訪問3,500円)	1 割	300 円	新規に訪問看護計画を作成し、訪問看護を提供した場合に算定(初回に1回)
		2 割	600 円	
		3 割	900 円	
複数名訪問加算 (30分未満)	2,540 円	1 割	254 円	身体的理由など、一人で看護を行うことが困難な場合に、利用者様、ご家族の同意を得て算定
		2 割	508 円	
		3 割	762 円	
複数名訪問加算 (30分以上)	4,020 円	1 割	402 円	利用者様、ご家族の同意を得て算定
		2 割	804 円	
		3 割	1,206 円	
看護・介護職員 連携強化加算	2,500 円	1 割	250 円	訪問介護事業所と連携し、痰の吸等が必要な利用者に係る計画の作成助言を行った場合
		2 割	500 円	
		3 割	750 円	
退院時共同指導 加算	6,000 円	1 割	600 円	退院時に主治医と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書で提出した場合に1回、特別な管理を有する者は2回
		2 割	1,200 円	
		3 割	1,800 円	
早朝・夜間・深夜 の訪問看護		早朝(6時~8時) 25%加算 夜間(18時~22時) 25%加算 深夜(22時~6時) 50%加算		

- (※1) ・在宅悪性腫瘍患者指導もしくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態
 - ・気管カニューレもしくは留置カテーテルを使用している状態
- (※2) ・在宅腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態
 - ・人工肛門又は人工膀胱を設置している状態
 - ・真皮を超える褥瘡の状態
 - ・点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態

(2) その他の費用

交通費	(通常の事業地域以外の地域にお住まいの利用者へ訪問する場合) 看護師が訪問するための交通費の実費をご負担して頂きます 自動車を使用する場合 1回あたり 500円	
キャンセル料	サービスの利用をキャンセルされる場合はキャンセルの連絡を頂いた時間に応じて下記によりキャンセル料を請求させていただきます	
	前日までのご連絡の場合	キャンセル料は不要です
	当日ご連絡の場合	1提供あたり1,000円
※サービス提供にあたり必要となる利用者の住居で使用する水道光熱費、材料は、利用者の別途負担となります。		

2) 医療保険を適応する場合

後期高齢者の 対象の方	・(基本療養費+管理療養費+加算分) × 負担割合となります		
	① 一般(②、③以外の方)	一割負担	月額上限 12,000円
	② 住民税非課税世帯の方	一割負担	月額上限 8,000円
	③ 一定以上の方 ※	三割負担	月額上限 44,400円
※老人保健の窓口にご確認ください			
一般の健康保険 等	・(基本療養費+管理療養費+加算分) × 負担割合 ・重度心身障害者医療、自立支援受給者証をお持ちの方は各市町村により自己負担額が変わります。 ・特定医療疾患の方は交通費のみの負担となります。		
基本療養費	週3回まで 5,550円	週4回目以降 6,550円 (看護師)	
	週3回まで 5,050円	週4回目以降 6,050円 (准看護師)	
管理療養費	初日	7,670円	
	月の2日目以降	3,000円	

(1) 加算について

加算	利用料	利用者負担額		算定要件
特別管理加算 (1)	5,000 円/月	1 割	500 円	利用者様が厚生大臣の定める状態に該当する場合に算定 (※1)
		2 割	1,000 円	
		3 割	1,500 円	
特別管理加算 (2)	2,500 円/月	1 割	250 円	利用者様が厚生大臣の定める状態に該当する場合に算定 (※2)
		2 割	500 円	
		3 割	750 円	
長時間訪問看護 加算	5,200 円	1 割	520 円	特別管理加算に該当し、1 回の訪問時間が90分を超える場合に算定
		2 割	1,040 円	
		3 割	1,560 円	
緊急訪問看護加 算	2,650 円/月	1 割	265 円	利用者か家族からの求めで主治医の指示に基づき、緊急の訪問を行った場合に算定
		2 割	530 円	
		3 割	795 円	
難病等複数回訪 問看護加算	4,500 円/日 1 日 2 回	1 割	450 円	厚生労働大臣が定める疾患の方特別管理加算されている方、特別訪問看護指示書が交付された方に 1 日 2 回または 3 回以上の訪問で算定
		2 割	900 円	
		3 割	1,350 円	
	8,000 円/日 1 日 3 回以上	1 割	800 円	
		2 割	1,600 円	
		3 割	2,400 円	
訪問看護ターミ ナルケア療養費	25,000 円 (自宅)	1 割	2,500 円	死亡日及び死亡日前 14 以内に 2 日以上ターミナルケアを行った場合。
		2 割	5,000 円	
		3 割	7,500 円	
複数名訪問看護 加算 (看護師)	4,500 円/週	1 割	450 円	厚生労働大臣が定める疾患や特別な管理を必要とする方、身体的理由等で一人で看護を行うのが困難な場合。利用者や家族の同意を得て算定
		2 割	900 円	
		3 割	1,350 円	
複数名訪問看護 加算 (准看護師)	3,800 円/週	1 割	380 円	厚生労働大臣が定める疾患や特別な管理を必要とする方、身体的理由等で一人で看護を行うのが困難な場合。利用者や家族の同意を得て算定
		2 割	760 円	
		3 割	1,140 円	
看護・介護職員 連携強化加算	2,500 円	1 割	250 円	訪問介護事業所と連携し、痰の吸等が必要な利用様に係る計画の作成助言を行った場合
		2 割	500 円	
		3 割	750 円	
退院時共同指導 加算	8,000 円	1 割	800 円	退院時に主治医と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書で提出した場合に 1 回
		2 割	1,600 円	
		3 割	2,400 円	

24 時間対応体制 加算	6,520 円/月	1 割	652 円	24 時間緊急の連絡や相談、緊急時の訪問依頼に必要に応じて対応する体制であること 利用者や家族の同意を得て算定		
		2 割	1,304 円			
		3 割	1,956 円			
早朝・夜間・深夜 加算	2,100 円	1 割	210 円	夜間：18 時～22 時 早朝：6 時～8 時		
		2 割	420 円			
		3 割	630 円			
	4,200 円	1 割	420 円	深夜：22 時～翌 6 時 利用者の求めに応じて行う訪問看護		
		2 割	840 円			
		3 割	1,260 円			
複数名精神科訪 問看護加算	4,500 円/日 (1 日 1 回)	1 割	450 円	身体的理由等で一人で看護を行うのが困難な場合 利用者や家族の同意を得て算定 主治医からの指示書での指示が必要		
		2 割	900 円			
		3 割	1,350 円			
	9,000 円/日 (1 日 2 回)	1 割	900 円			
		2 割	1,800 円			
		3 割	2,700 円			
訪問看護ベース アップ評価料	780 円/月	1 割	78 円	3 割	234 円	職員の賃金引き上げを目的とした評価制度
		2 割	156 円			

(※1)・在宅悪性腫瘍等患者指導料を受けている状態・在宅気管切開患者指導管理を受けている状態・気管カニューレを使用している状態・留置カテーテルを使用している状態

(※2)・在宅自己腹膜灌流指導管理・在宅酸素療法指導管理・在宅中心静脈栄養法指導管理・在宅成分栄養経管栄養法指導管理・在宅自己導尿指導管理・在宅人工呼吸指導管理・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理・在宅自己疼痛管理指導・在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態・人工肛門または人工膀胱設置の方・真皮を超える褥瘡がある方
在宅患者訪問・点滴注射管理指導料を算定している方

9. お支払いの方法

毎月 15 日頃に前月分の請求を致します。お支払いは下記のいずれかの方法によりお願いいたします。

- 1) 事業者指定口座への振込
- 2) 利用者指定口座からの自動振替
- 3) 現金支払い

お振込先	青森みちのく銀行 本店
	普通預金 1691365
	株式会社ハートケアサービス
	代表取締役 前澤 久美子

お支払いの確認をしましたら

支払方法の如何によらず、

領収書をお渡しします。必ず保管下さるようお願いいたします。

10. サービスの終了

利用者の都合にて終了の場合	サービスの終了を希望する日の1週間前までに、文書でお申し出ください
当事業所の都合にて終了する場合	やむを得ない事情により、当事業所からサービス提供を終了させて頂く場合は、終了日の1か月前までに文書で通知いたします
自動終了	<ul style="list-style-type: none">・利用者が介護保険施設に入所された場合・要介護認定区分が「非該当」と認定された場合・利用者が亡くなった場合
契約解除	<ul style="list-style-type: none">・ステーションが正当な理由なくサービスを提供しない場合・守秘義務に反した場合・利用者やご家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合 上記の場合利用者は即座に契約を解除する事が出来ます <ul style="list-style-type: none">・当事業所や当社員に対して、本契約を継続し難い程の背信行為を行った場合 上記の場合は文書で通知する事でサービス提供を即座に終了させて頂く場合があります
その他	<ul style="list-style-type: none">・サービス提供中に体調が悪くなった場合は、サービスを中止し、主治医に連絡を入れる等必要な措置を適切に行います・利用者が他の利用者の健康に影響を与える可能性のある疾患が明らかになった場合は、速やかに事業所に申告して頂くと共に、治癒するまでサービス提供をお断りする場合があります

11. 守秘義務の遵守と個人情報保護について

事業所は当事業所の従事者、又は従事者であった者が、その業務上知り得た利用者及びご家族の秘密を洩らすことがないよう必要な措置を講じます。又、記録等の取扱いには細心の注意を払います。但し、利用者の医療上緊急性がある場合又は、サービス担当者会議等で必要がある場合は予め同意を得た上で必要な範囲内において利用者や家族の個人情報を使用します。

12. 緊急時の対応と事故発生時の対応

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、御家族へ連絡致します。

緊急連絡先の確認をさせていただきますのでご了承ください。

尚、主治医、緊急連絡先、看護師、ケアマネージャーの電話番号一覧を提供開始時にお渡しします。

13. 損害賠償

サービスの提供に伴い当ステーションの責に帰すべき理由によって利用者が損害を被った場合、当施設は利用者に対して、東京海上日動火災保険株式会社に諮り、補償する範囲内で賠償致します。又、市町村・利用者様のご家族・利用者に係る居宅介護支援センター等に連絡を行うと共に、必要な措置を講じます。

14. 苦情に関する受付

①ステーションにおける苦情やご相談は、下記の専用窓口で受け付けます。

苦情相談窓口 担当者 高橋 章子

電話 017-735-1500

FAX 017-735-1501

受付日 月曜～土曜日（日曜、祝日、12月31日～1月3日を除く）

受付時間 午前8時00分～午後5時00分まで

②ステーション以外に、お住まいの市町村又は国民健康保険団体連合会の相談・苦情窓口に苦情を伝えることができます。

③苦情の申出があった場合は苦情処理担当者が迅速な調査を行い、苦情として取扱うものか、あるいは相談や問い合わせとして返答出来るものかを相談内容に関わる職員間で協議し、相談や問い合わせであれば速やかに対応します。苦情として取り扱うべきものと判断された場合は、説明、謝罪、改善等を行います。それでも改善しない場合は市町村・国民健康保険団体連合会に報告し、その指示に従って解決致します。

苦情中立の窓口

市町村（保険者）の窓口

青森市 福祉部 介護保険課

受付時間 月～金 8:30～18:00

（祝日、12/29～1/3を除く）

電話 017-734-5257 FAX 017-734-5355

公的団体の窓口

国民健康保険団体連合会

受付時間 月～金 9:00～16:00

（祝日を除く）

電話 017-734-1301